

公共建築設計者情報システム（PUBDIS）の システムリニューアルのお知らせ

公共建築協会では、現行 PUBDIS から次期 PUBDIS に移行するシステムリニューアル計画を推進しており、現在は、次期 PUBDIS の設計等を実施しています。

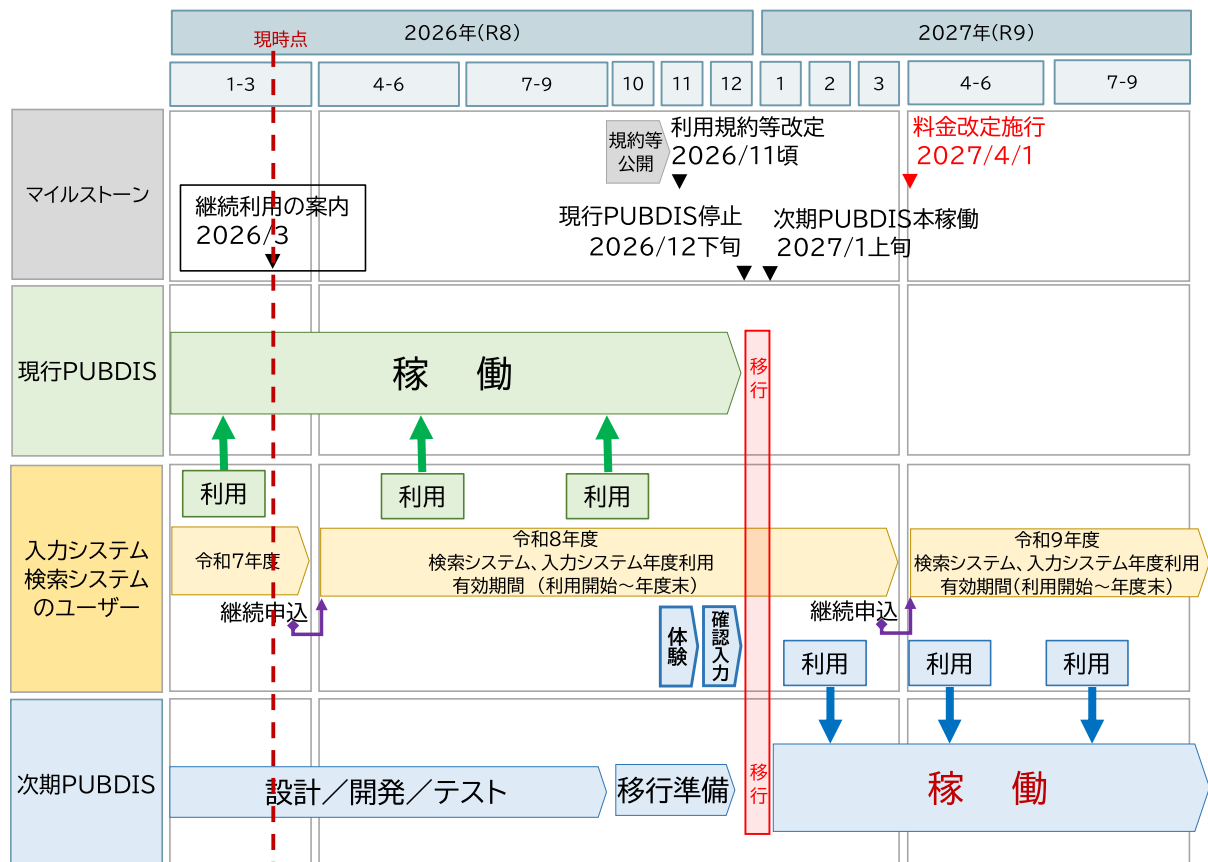
移行スケジュール、移行の準備等について下記のとおりお知らせします。

今後、システムリニューアルに関する情報については、公共建築協会ホームページに掲載しますので定期的に確認をお願いします。

記

1. スケジュール

現行 PUBDIS から次期 PUBDIS に移行する時期は、図のとおり、令和8年12月下旬から令和9年1月上旬を見込んでいます。



2. 移行の準備（ユーザー関係）

(1) システムリニューアルに関する情報提供

システムリニューアルに関する移行準備、現行 PUBDIS の停止、次期 PUBDIS の本稼働等のユーザーが関係する具体的な情報は次の URL に順次掲載します。

※URL <https://www.pbaweb.jp/pubdis/renewal2027/>

(2) 次期 PUBDIS の体験（R8.11） 【必須ではなく移行円滑化のため措置】

体験

- ・ 検索システム、入力システムの操作を習得するため、次期 PUBDIS にユーザーがアクセスし、体験することができます。

(3) ユーザー情報の確認・入力（R8.12）【必須ではなく移行円滑化のため措置】

確認
入力

- ・ 確認：現行 PUBDIS に登録済のユーザー情報（組織名称、所在地等）を、次期 PUBDIS の画面で確認することができます。
- ・ 入力： 公共建築協会と連絡調整を行う方や、検索システム・入力システムを利用する方の情報を本稼働前に入力することができます。

(4) 利用規約等の改定案の公開（R8.10 頃）

規約等
公開

- ・ 次期 PUBDIS の本稼働に合わせ、利用規約、マニュアル等の改定を行います。これに先立ち、改定案を上記(1)の URL で公開します。

3. 移行における留意事項

- ・ (入力システム) 現行 PUBDIS 停止の時点で業務カルテ登録が未完了の場合、その情報を次期 PUBDIS に引き継ぎますので続きから進めることができます。
- ・ (検索システム) 現行 PUBDIS で検索した条件や結果は次期 PUBDIS に引き継がれません。現行 PUBDIS 停止までに検索結果を適宜出力してください。

4. PUBDIS の料金

- ・ 公共建築協会のホームページに掲載している「PUBDIS（検索システム）利用料金規程」（2020 年 01 月 11 日現在）及び「PUBDIS（入力システム）利用料金規程」（2022 年 4 月 1 日現在）の適用は令和 8 年度末（R9.3.31）までです。
- ・ 令和 9 年 4 月 1 日から適用する利用料金規程については、別添の改定案を参照ください。また、上記 2. (1) の URL でも掲載しています。

以 上

※本件に関する問合せ ： メール(pubdis@pba.or.jp)でのみ受け付けています。
所属・氏名・返信先のメールアドレス・問合せ内容を記載してください。

2027/4/1以降適用する料金規程の（案）

PUBDIS（入カシステム）利用料金規程

◆ 設計事務所等が利用する入カシステムの利用契約の内容

入カシステムの利用契約は次の3種類があります。

- 年度利用：単独の設計事務所等が利用開始から年度末（翌年3/31）まで入カシステムを利用できる契約
- 1か月利用：単独の設計事務所等が原則として30日間に限り入カシステムを利用できる契約
- JV利用：設計共同体が原則として30日間に限り入カシステムを利用できる契約

(1) 年度利用

①利用契約の内容

基本料金	11,000円（税抜） 12,100円（税込）
申込み受付期間	継続申込みの場合：前年度の3月～4月下旬 新規申込みの場合：4月～12月
利用期間 （基本料金の有効期間）	継続申込みの場合：年度初め（4/1）～年度末（翌年3/31） 新規申込みの場合：利用開始日～年度末（翌年3/31）
支払方法	前払い（申込み時）
システムの利用	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 利用期間に自社の事務所情報、技術者情報、任意掲載実績の登録・修正・出力が可能。 利用期間に自社が過去に登録した業務カルテの出力が可能。 新たな業務カルテを登録し、公共建築協会から登録済証を受領するには②の登録料金が必要。
その他	利用開始日以降の基本料金の払い戻しは不可。

※継続申込み：公共建築協会が送付した次年度の継続利用の案内に基づき設計事務所等が期日までに年度利用の申込みを行うこと。

※新規申込み：年度利用を行っていない設計事務所等が、年度利用の申込みを行うこと。

※利用開始日：PUBDISの利用の申込みに応じて公共建築協会が利用する権限を付与した日。

②業務カルテの登録料金

業務カルテ登録料金 （業務カルテ1件の登録料） （業務の契約金額に応じ 3段階の登録料金）	業務契約金額（税込）	登録料金（税抜）	登録料金（税込）
	①2,500万円以上	10,500円/1件	11,550円/1件
	②500万円以上2,500万円未満	9,500円/1件	10,450円/1件
	③500万円未満	3,000円/1件	3,300円/1件
支払方法	後払い（業務カルテ登録後）		

(2) 1か月利用及びJV利用（利用契約の内容）

業務カルテ登録料金 （業務カルテ1件の登録料） （業務の契約金額に応じ 3段階の登録料金）	業務契約金額（税込）	登録料金（税抜）	登録料金（税込）
	①2,500万円以上	10,500円/1件	11,550円/1件
	②500万円以上2,500万円未満	9,500円/1件	10,450円/1件
	③500万円未満	3,000円/1件	3,300円/1件
申込み受付期間	業務完了日の1ヶ月前から受け付け可能。業務完了日以降は随時受け付け。		
利用期間	業務完了日より前に受付の場合：利用開始日から業務完了日の1か月後まで 業務完了日より後に受付の場合：利用開始日から1か月後まで 登録済証の受領が未了の場合、公共建築協会に利用期間の延期を申し入れることが可能。		
支払方法	前払い（申込み時）		
システムの利用 （1か月利用の場合）	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 新たな業務カルテを1件登録し、公共建築協会から登録済証を受領することが可能。 利用期間に自社の事務所情報及び技術者情報の登録・修正・出力が可能。 利用期間に自社が過去に登録した業務カルテの出力が可能。		
システムの利用 （JV利用の場合）	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 新たな業務カルテを1件登録し、公共建築協会から登録済証を受領することが可能。 利用期間に設計共同体の事務所情報の登録・修正・出力が可能。 利用期間に設計共同体が過去に登録した業務カルテの出力が可能。		
その他	利用開始日以降の登録料金の払い戻しは不可。		

(3) その他

- ① 料金規程を改定する場合は、改定案と適用予定時期を公共建築協会のホームページに掲載した後、改定した料金規程を公共建築協会のホームページで公開します。
- ② 業務カルテ情報は、設計事務所等より登録料の納付がなかった場合は登録できません。
- ③ 年度利用をご利用の設計事務所等で、業務カルテ情報登録料の支払いに著しい滞納が見られる場合は、翌年度以降の年度利用をお断りすることがあります。
その場合、業務カルテ情報の申し込みは、1か月利用でお受けします。

2027/4/1以降適用する料金規程の（案）

PUBDIS（検索システム）利用料金規程

◆ 公共発注機関が利用する検索システムの利用契約の内容

(1) 利用対象： 建築設計業務等を設計事務所等に委託する公共発注機関

(2) 利用契約の内容

利用料金	国、 政府出資機関	立法・行政・司法の組織、 政府出資機関(独立行政法人、国立大学法人、 特殊法人(民営化した公団・事業団等)等)	70,000円(税抜) 77,000円(税込)
	都道府県、政 令指定都市等	都道府県・政令指定都市の部局のうち営繕積 算システム等開発利用協議会構成員の部局	50,000円(税抜) 55,000円(税込)
		都道府県・政令指定都市の部局のうち上記以 外の部局、地方出資機関等(都道府県・政令指 定都市が出資する公立大学法人、機関等)	35,000円(税抜) 38,500円(税込)
	市区町村等	市区町村、特別地方公共団体、 地方出資機関等(市区町村が出資する機関等)	30,000円(税抜) 33,000円(税込)
申込み受付期間	継続申込みの場合： 前年度の3月～4月下旬 新規申込みの場合： 4月～12月 ただし、1月以降申込み場合は公共建築協会に相談ください。		
利用期間	継続申込みの場合： 年度初め(4/1)～年度末(翌年3/31) 新規申込みの場合： 利用開始日～年度末(翌年3/31)		
支払方法	原則前払い。 ただし、後払いとする場合は公共建築協会に相談ください。		
システムの利用	PUBDISを利用する一人一人が管理するログインID・パスワードでアクセスが可能。 利用期間に事務所情報、技術者情報、業務カルテ、任意掲載実績を対象に閲覧・抽出・出力等が可能。		
その他	利用開始日以降の利用料金の払い戻しは不可。 利用期間の長短にかかわらず利用料金は同額。		

※継続申込み：公共建築協会が送付した次年度の継続利用の案内に基づき公共発注機関が期日までに継続の申込みを行うこと。
※新規申込み：検索システムを利用していない公共発注機関が、検索システムの利用を申込みこと。
※利用開始日：PUBDISの利用の申込みに応じて公共建築協会が利用する権限を付与した日。

(3) 料金規程の改定

料金規程を改定する場合は、改定案と適用予定時期を公共建築協会のホームページに掲載した後、改定した料金規程を公共建築協会のホームページで公開します。